

福岡県公報

平成21年10月5日
第3023号

目次

告示(第1500号 - 第1507号)

道路の区域の変更	(道路維持課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	2
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等			
	(中小企業振興課)	3
公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
指定代理納付者の指定	(税務課)	4
公安委員会			
福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部交通規制課)	4
雑報			
車両制限令第3条第1項第3号の規定に基づく道路指定等の公告	(高速道路対策室)	4
再掲			
福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部運転免許管理課)	5

告示

福岡県告示第1500号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	荒木線 停車場	前	久留米市荒木町荒木1200番1先から	4.4	326.8
				久留米市荒木町荒木1835番10先まで	10.8	
				同上	6.8	
			後	同上	13.0	336.0
				同上	4.4	326.8
				同上	10.8	
久留米	県道	一丁田久留米線 停車場	前	久留米市中央町2番48先から	13.0	268.0
				久留米市城南町2番12先まで	21.0	
			前	同上	13.0	291.0
				同上	23.0	
			後	久留米市中央町2番48先から	11.0	251.0
				久留米市城南町3番19先まで	22.0	

久留米	県道	一丁田久留米線 停車場	前	久留米市中央町2番48先から 久留米市城南町3番19先まで	11.0 ~ 22.0	251.0
			後	同上	11.0 ~ 22.0	251.0

福岡県告示第1501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年10月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	荒木線 停車場	久留米市荒木町荒木1200番1先から 久留米市荒木町荒木1835番10先まで
久留米	一丁田久留米線 停車場	久留米市中央町2番48先から 久留米市城南町3番19先まで

福岡県告示第1502号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
----------	------	------

県営元永地区土地改良（区画整理） 事業変更計画書の写し	平成21年10月5日から 平成21年11月4日まで	行橋市役所
--------------------------------	------------------------------	-------

福岡県告示第1503号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成21年10月5日から同月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成21年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
八女都市計画道路（3・4・1号新町高塚線、3・3・2号室岡平田線、3・4・7号大島稲富線及び3・4・8号吉田大福寺線）の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
八女市本村字杉町、字筒川、字廻田、字大間、字四丁三反、字清水堀、字中ノ土手、本町字中ノ土手、字本丸、字本丸南、字京町北裏、字京町、字新町畑、字五丁野及び大島字在徳、字畑添の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
八女市建設課

福岡県告示第1504号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成21年10月5日から同月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成21年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

福岡都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

福岡市東区香椎照葉五丁目地先及びみなと香椎三丁目地先の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

福岡市住宅都市局都市計画部都市計画課

大野城市建設部都市計画課

春日市都市整備部都市計画課

志免町地域整備課

粕屋町都市整備課

福岡県告示第1505号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) 嘉麻市平商業施設新設工事

(2) 所在地 福岡県嘉麻市平字町田1619番地 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 限定された商圈範囲、マーケティング調査、消費行動分析、交通量の把握・分析、実査資料等、既存店の諸記録を基に出された需要からはじき出された車両の駐車台数と駐輪台数と考えられることから、問題はないと思われるが予想以上に集中した場合は適切な処理を講じること。

イ 交通処理について、来客車両や搬入車両は店舗敷地内で処理すること。

ウ 新規開店時の来客数の集中が予想される場合は、車両の誘導、歩行者の安全対策、路上駐車など係員を配置して十分な注意をすること。

エ 車両の渋滞発生も考えられるので、円滑な交通誘導をすること。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

ア 当該計画地の周辺道路は、車道脇を中学生がクラブや体育時間に走るので安全対策をすること。

イ 入退店車両の増加により付近住民や歩行者の安全が懸念されることから、係員の配置等による誘導など、安全の確保・対策を十分にすること。

ウ 交通処理について、来客車両や搬入車両は店舗敷地内で処理すること。外部車両については適切な交通処理を指導されたい。

エ 新規開店時には来客車両の集中が予想されることから、その場合、車両の誘導、歩行者の安全、渋滞等、係員を配置して十分注意すること。

オ 安全の確保・対策は優先的に配慮して十分に講ずること。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

意見なし

(5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

3店舗の複合施設であるため、屋外広告物許可申請を店舗毎又は一括で行うこと。

(8) その他
意見なし

福岡県告示第1506号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区大字楠橋地区	平成21年9月28日から 平成22年3月31日まで

福岡県告示第1507号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

平成21年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

ヤフー株式会社

(2) 所在地

東京都港区赤坂9丁目7番1号

2 指定した日

平成21年9月1日

3 指定期間

平成21年9月1日から平成22年3月31日まで

4 対象となる歳入

ふるさと寄附金

公安委員会

福岡県公安委員会規則第21号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成21年10月5日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1市道の部福岡高速1号線の項中「箱崎ふ頭2丁目2番地先」を「香住ヶ丘2丁目40番26地先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第3号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、車両制限令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定めるので公告します。

平成21年10月5日

福岡北九州高速道路公社

理事長 渡口 潔

記

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
福岡高速1号線	福岡市東区香住ヶ丘二丁目40番26地先から 福岡市東区箱崎ふ頭二丁目2番地先まで

2 指定する期日 平成21年10月5日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出するためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の情報は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

再 掲

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18条）第2条第2項ただし書きの規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第20号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成21年9月18日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項の表中

適性検査に係る者	通知書	を
----------	-----	---

適性検査に係る者	通知書	に
認知機能検査を受けた者で基準該当であるもの	臨時適性検査通知書（様式第25号の5）	

改める。

様式目次中「様式第25号の4 臨時適性検査受検申請書（第30条関係）」を「様式第25号の4 臨時適性検査受検申請書（第30条関係）」を様式第

25号の4 臨時適性検査受検申請書（第30条関係）

25号の5 臨時適性検査通知書（第30条関係）に改める。

様式第25号の4の次に次の1様式を加える。

様式第25号の5（第30条関係）

第 号	臨時適性検査通知書		年 月 日
住所	殿		福岡県公安委員会 印
<p>あなたは、講習予備検査（認知機能検査）の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、特定の交通違反があることから、道路交通法第102条第1項に規定する適性検査（認知症の専門医による診断）を下記のとおり行うので通知します。</p> <p>なお、この通知を受け、適性検査を受けない場合（やむを得ない理由がある場合を除く。）</p> <p style="text-align: center;">拒否 保留 保留の処分を受けることとなります。</p> <p>は、運転免許の取消し効力の停止</p>			
適性検査を行う理由	講習予備検査		
適性検査を行う期日	特定の交通違反		
適性検査を行う場所			
その他必要な事項			
備考			
<p>注 1 認知症の診断結果が記載された主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。</p> <p>2 この通知について、不明な点がある場合には、福岡県警察本部交通部運転免許管理課までお問い合わせください。</p>			
照 会 先			
〒			
		福岡県警察本部交通部運転免許管理課 電話	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。